

◎障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（条例第59号）

- 1 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 市町村の役割について定めることとした。（第5条関係）
- 6 県民等の役割について定めることとした。（第6条関係）
- 7 不利益な取扱いの禁止について定めることとした。（第7条関係）
- 8 虐待の禁止について定めることとした。（第8条関係）
- 9 障がいのある人と障がいのない人との交流機会の拡大等について定めることとした。（第9条関係）
- 10 職員の育成について定めることとした。（第10条関係）
- 11 情報の提供及び意見の聴取について定めることとした。（第11条関係）
- 12 教育の支援体制の整備及び充実について定めることとした。（第12条関係）
- 13 関係団体及び市町村との連携について定めることとした。（第13条関係）
- 14 関係団体等への支援について定めることとした。（第14条関係）
- 15 不利益な取扱い等に関する相談、助言等について定めることとした。（第15条関係）
- 16 財政上の措置について定めることとした。（第16条関係）
- 17 施行期日等
 - (1) この条例は、平成23年7月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 検討条項について定めることとした。（附則第2項関係）